

芦別市水防計画

令和6年3月

芦別市防災会議

[目次]

芦別市水防計画

第1章 総則.....	1
第1節 目的.....	1
第2節 用語の定義.....	1
第3節 水防の責任等.....	3
第4節 安全配慮.....	5
第2章 水防組織.....	6
第3章 重要水防箇所.....	7
第1節 重要水防箇所.....	7
第2節 洪水浸水想定区域.....	7
第4章 予報及び警報.....	8
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類.....	8
第2節 気象庁が行う予報及び警報.....	8
第3節 洪水予報河川における洪水予報.....	10
第4節 水防警報.....	12
第5章 気象予報等の情報収集.....	14
第1節 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集.....	14
第2節 気象情報等の種類.....	15
第6章 ダム等の操作.....	16
第1節 ダム等.....	16
第2節 連絡・通報等.....	16
第3節 連絡系統.....	17
第7章 通信連絡.....	18
第1節 水防通信網の確保.....	18
第2節 災害時優先通信の取扱.....	18
第3節 その他の通信施設の利用.....	18
第8章 水防施設.....	19
第1節 水防倉庫及び水防資器材.....	19
第2節 輸送の確保.....	19

第9章	水防活動	20
第1節	水防配備	20
第2節	巡視及び警戒	20
第3節	水防作業	21
第4節	警戒区域の指定	21
第5節	避難のための立退き	21
第6節	決壊・越水等の通報	22
第7節	水防配備の解除	22
第10章	水防信号・水防標識等	24
第1節	水防信号	24
第2節	水防標識	24
第3節	必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	24
第11章	協力及び応援	25
第1節	河川管理者の協力	25
第2節	水防管理団体相互の応援及び相互協定	25
第3節	警察官の援助及び要求	26
第4節	自衛隊の災害派遣の要請の要求	26
第12章	費用負担と公用負担	27
第1節	費用負担	27
第2節	公用負担	27
第13章	水防報告	28
第14章	水防訓練	29
資料編		30

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、本市の水防事務の円滑な実施を推進するために必要な事項を規定し、洪水その他による水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法第2条第2項）

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。（法第4条）

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）

4 消防機関

総防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。（法第2条第4項）

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第2条第5項）

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通省大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。(法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第2条第8項、法第16条)

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。(法第13条)

12 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

13 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

14 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

15 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

1 6 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

1 7 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

1 8 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）

第3節 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 芦別市（水防管理団体）の責任

- (1) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (2) 水位の通報（法第12条第1項）
- (3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (4) 消防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (5) 警戒区域の設定（法第21条）
- (6) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (7) 他の水防管理者又は市町村長若しくは滝川地区広域消防事務組合芦別消防署長への応援要請（法第23条）
- (8) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (9) 公用負担により損失を受けた者への損失補償（法第28条第3項）
- (10) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (11) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (12) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）

2 北海道の責任

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）

- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 国土交通省（北海道開発局）の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における知事に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 気象庁（札幌管区气象台）の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 居住者の義務

芦別市の区域内に居住する者及び水防の現場にある者は、水防管理者（市長）、消防機関の長（滝川地区広域消防事務組合芦別消防署長）から水防に従事することを要請されたときは、これに従うものとする。（法第24条）

第4節 安全配慮

洪水等においても、消防機関自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防機関自身の安全を確保しなければならない。

《消防機関自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例》

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 出水期前に、水防団員を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

芦別市の水防組織

1 組織

市は芦別市災害対策本部条例（昭和37年条例第5号）の定めるところにより、芦別市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとする。

2 芦別市防災会議

水防計画の調査及び審議は、法第33条の規定に基づき、芦別市防災会議が行うものとする。

3 水防本部の組織

水防本部の組織は、資料1「芦別市水防本部組織」のとおりとする。

4 水防本部の業務分担

水防本部の業務分担は、資料2「芦別市水防本部事務分担」のとおりとする。

5 消防機関の組織

消防機関の組織は、資料3「滝川地区広域消防事務組合組織機構図」のとおりとする。

6 消防機関の水防管轄区域

区 分		管 轄 区 域
芦別消防署		芦別市全域
第一分団	本 町	本 町、条丁目地区、旭町、高根町、旭町油谷
第二分団	常 磐 町	常磐町、福住町
第三分団	新 城 町	新城町、豊岡町、黄金町
第四分団	野 花 南 町	野花南町、滝里町、泉
第五分団	上芦別町	上芦別町のうち通称啓南街を除く地域
第六分団	西芦別町	西芦別町、中の丘町、東頼城町、上芦別町の一部（通称啓南街）、緑泉町、頼城町、川 岸、奥芦別

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

1 市区域内の河川等で、水防上特に注意を要する箇所は、次のとおりとする。

番号	河川名	左右岸	種別	重点 区間	重要度	距離標	位置	計画 高水位	計画 築堤高
越-1	空知川 下流	右岸	越水・溢水		A	24.75 ～ 25.00	25.00	60.70	62.20
越-2	空知川 下流	右岸	越水・溢水	○	B	26.75 ～ 27.53	27.25	64.00	65.50
越-3	空知川 下流	右岸	越水・溢水		B	28.00 ～ 28.25	28.00	65.07	66.57
重-1	空知川 下流	右岸	重点区間	○		26.88 ～ 27.13	27.00	63.70	65.20

2 細部は、資料4「重要水防箇所図」による。

第2節 洪水浸水想定区域

市区域内の河川等で、洪水浸水想定区域（想定最大規模）は資料5「防災ハザードマップ」のとおりとする。

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予報警報 ・水防法 第10条第1項 ・気象業務法 第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報	札幌管区气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える。
洪水予報 ・水防法 第10条第2項 ・気象業務法 第14条の2第2項	・氾濫注意情報 (洪水危険レベル2：注意) ・氾濫警戒情報 (洪水危険レベル3：警戒) ・氾濫危険情報 (洪水危険レベル4：危険) ・氾濫発生情報 (洪水危険レベル5：洪水発生)	北海道開発局 札幌管区气象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 ・水防法 第16条	・待機 ・準備 ・出動 ・指示 ・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 気象庁が行う予報及び警報

1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

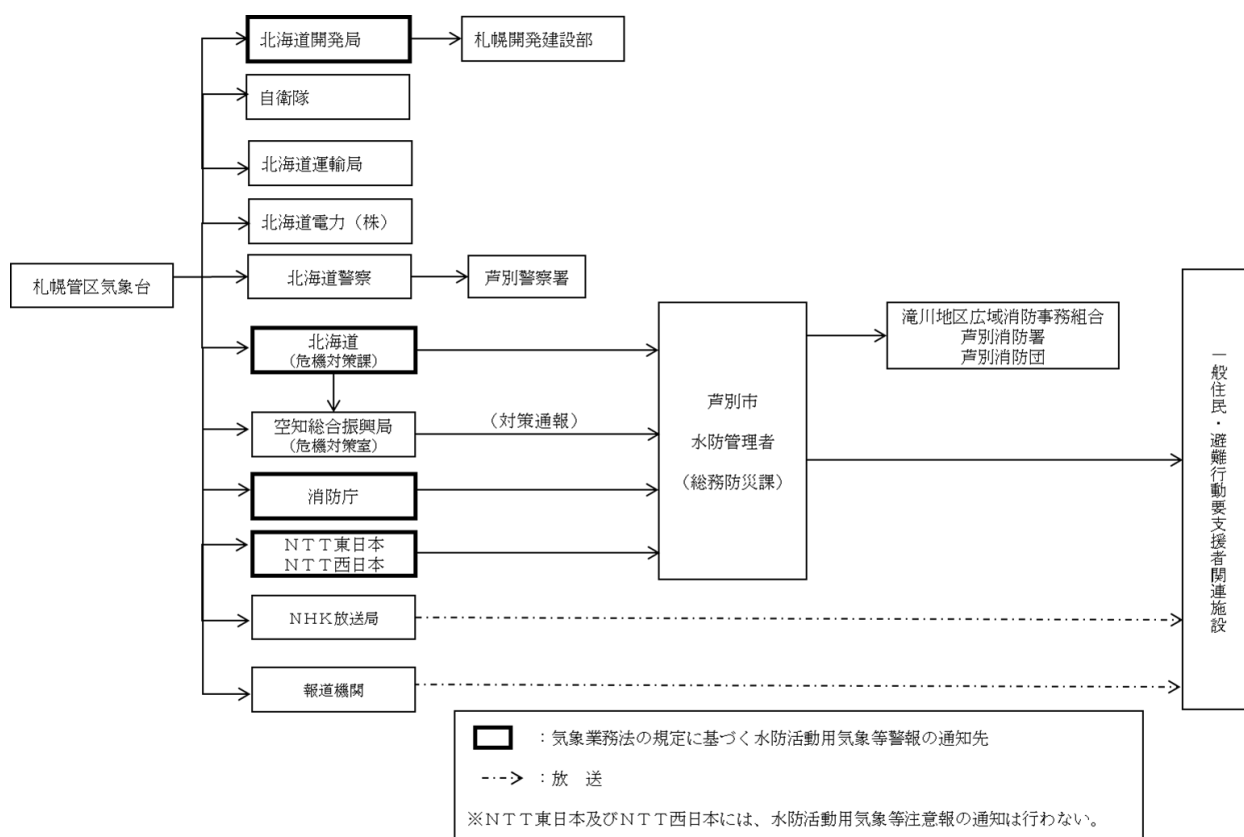
※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである

種 類	内 容
浸水キキクル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 警報等の伝達経路及び手段



第3節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

水位の危険度レベル、水位の名称等

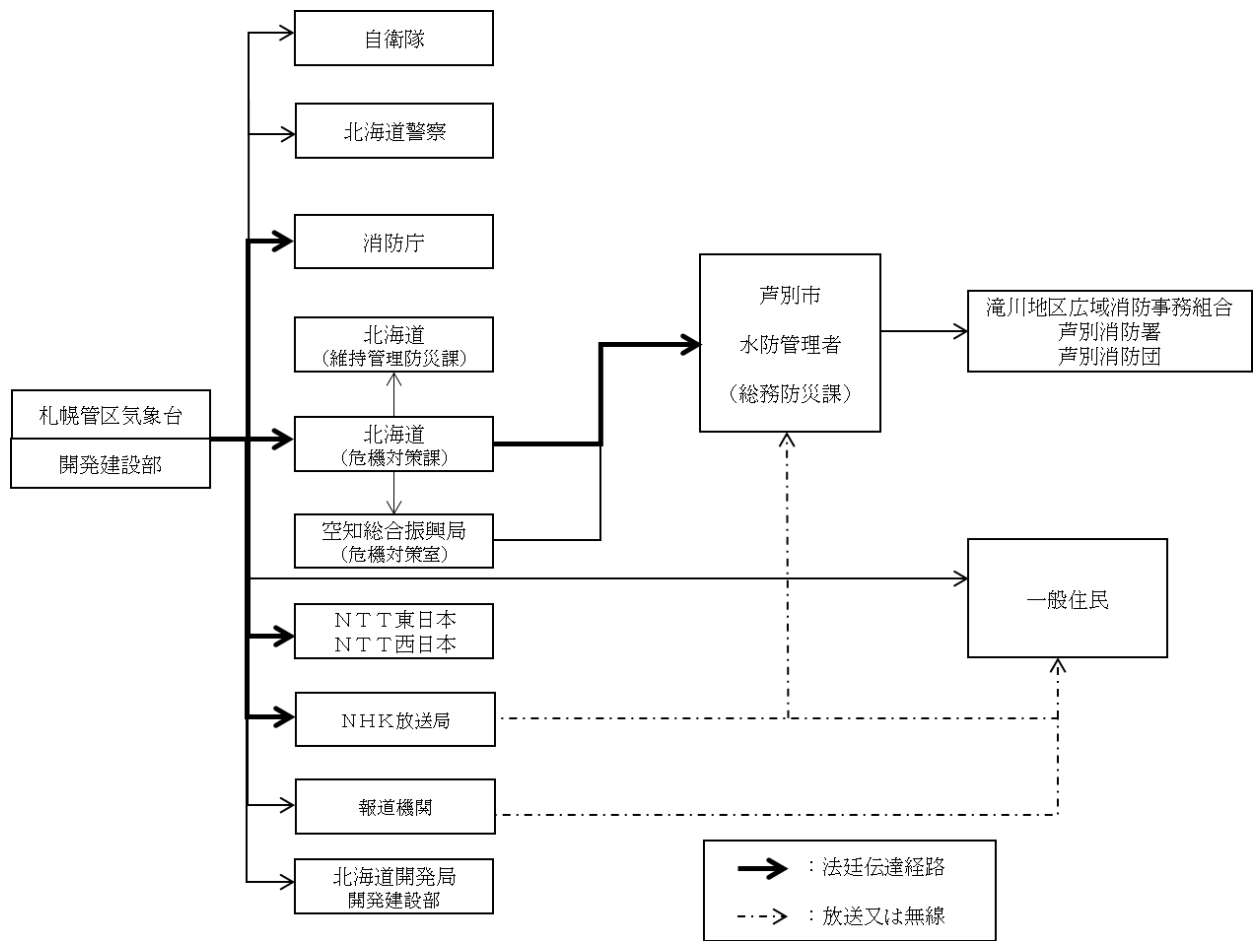
水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4（危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3（警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2（注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	（発表なし）	水防団待機

空知川等水位基準

	洪水予報河川	その他の河川
河川名	空知川	パンケ幌内川
基準地点	赤平市：赤平橋付近	芦別市：常磐橋
氾濫危険水位	48.30m	65.72m
避難判断水位	47.70m	—
氾濫注意水位	44.90m	64.96m
水防団待機水位	43.60m	64.21m

2 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



第4節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとし、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない。

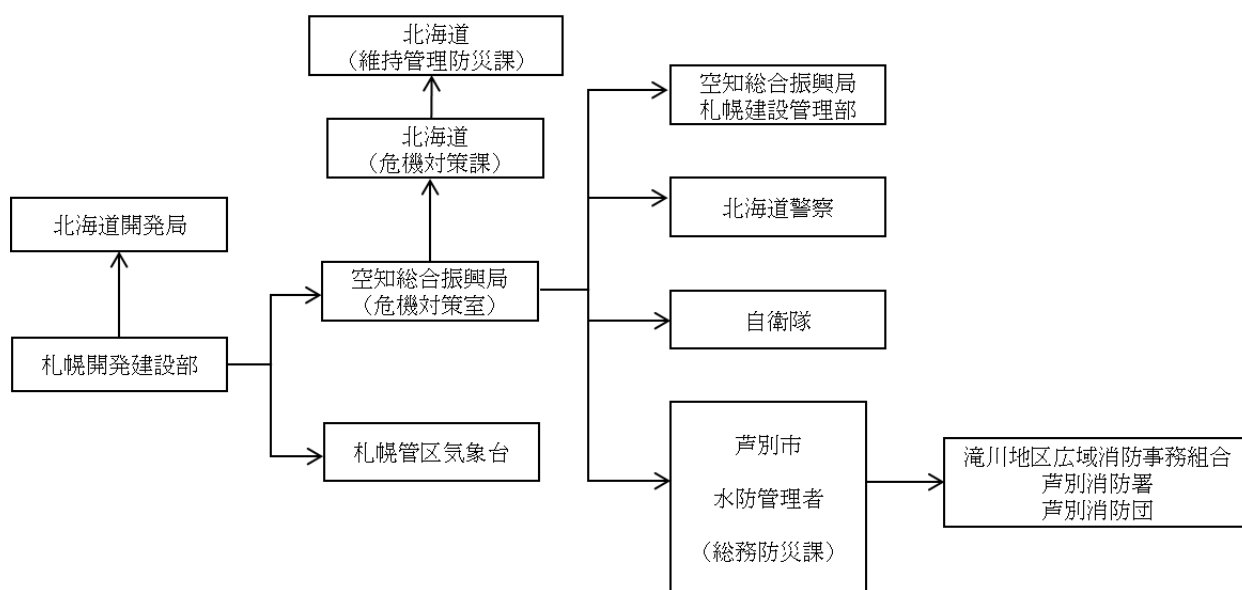
2 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

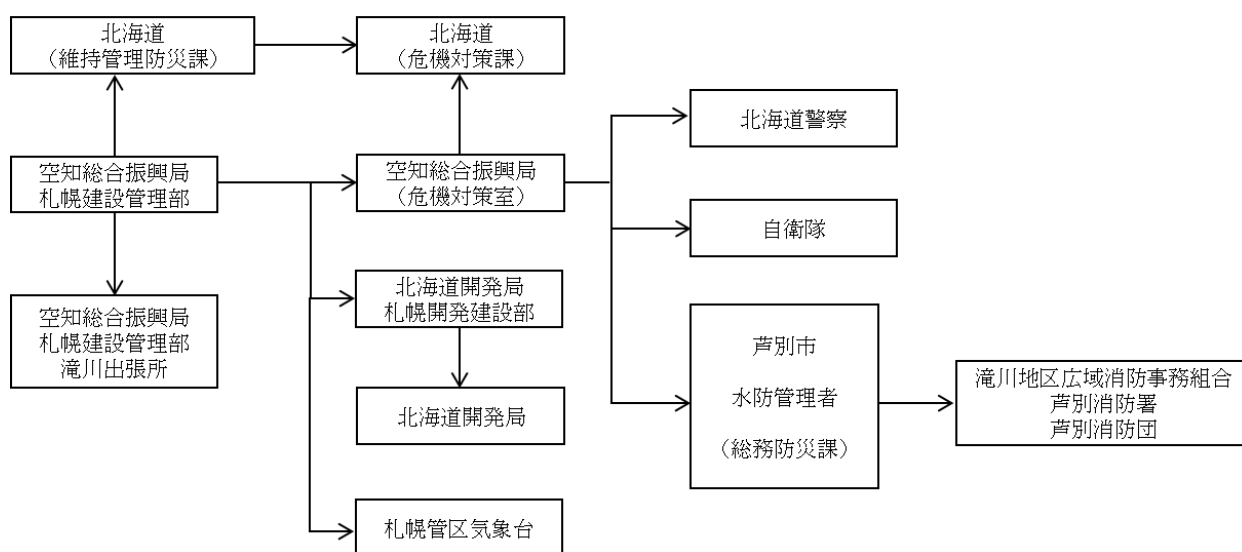
水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
指 示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

3 北海道開発局が行う水防警報の伝達経路及び手段



4 北海道が行う水防警報の伝達経路及び手段



第5章 気象予報等の情報収集

第1節 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

1 市町村向け

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報 水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布) 流域雨量指数の予測値等

2 一般向け

名称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	https://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布) 流域雨量指数の予測値等

第2節 気象情報等の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

1 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

2 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

3 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

第6章 ダム等の操作

第1節 ダム等

ダム等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 連絡・通報等

ダム等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所管建設事務所、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

水防上重要ダム及び放流時における当該ダム管理者からの連絡・通報先は次のとおりである。

1 水防上重要ダム連絡・通報先

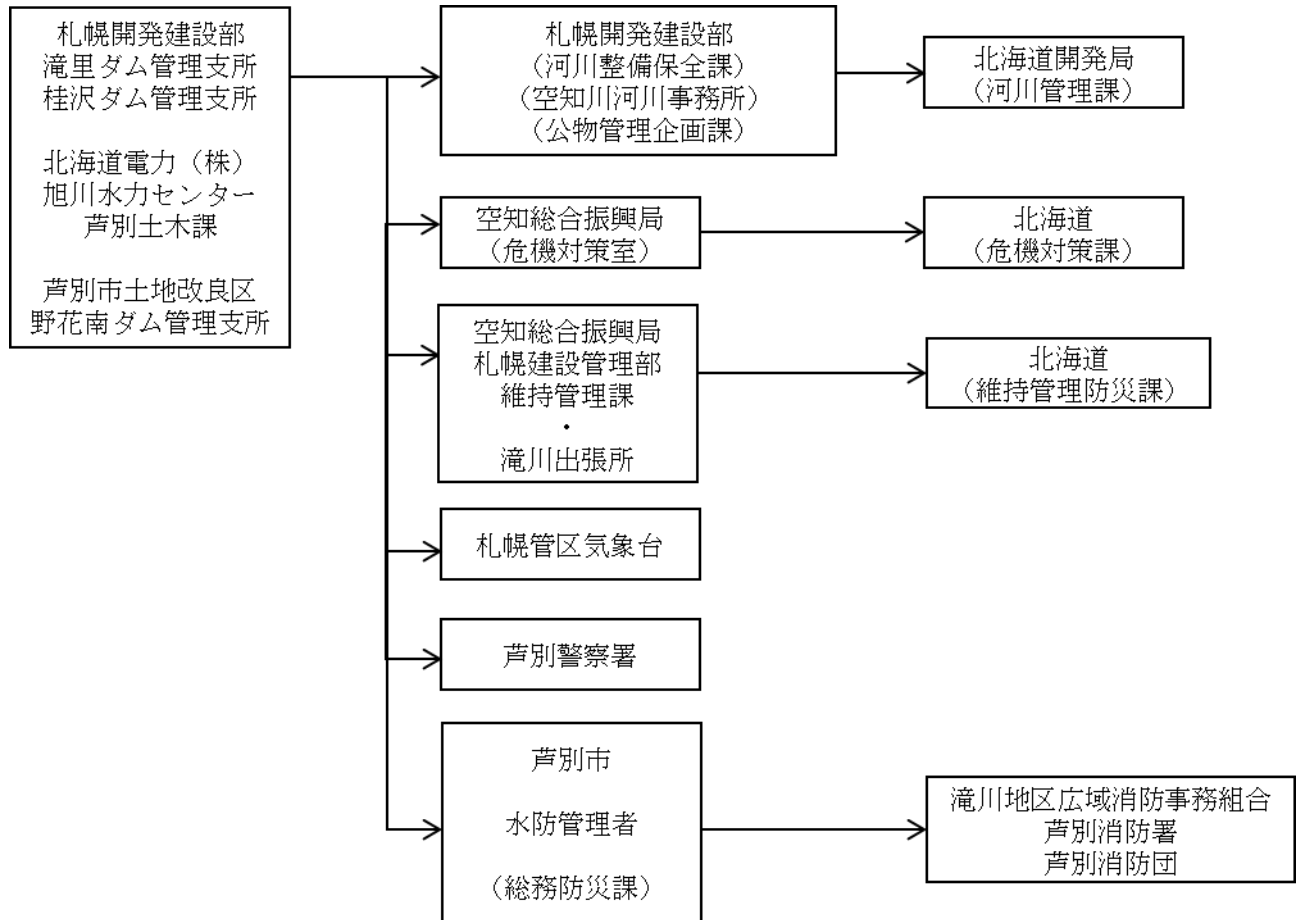
水防上重要ダム	河川名	空知川	空知川	空知川	芦別川	野花南川
	ダムの名称	北電 野花南ダム	北電 芦別ダム	滝里ダム	奥芦別 ダム	野花南ダム (農林水産省)
	ダムの所在地	上芦別町365	常磐町494	滝里町683	奥芦別	野花南町 丸山
	ダムの管理者	北海道電力 旭川水力センター 芦別土木課 TEL:0124-22-3211		札幌開発建設部 滝里ダム管理支所 TEL:0124-24-4111	札幌開発建設部 桂沢ダム管理支所 TEL:01267-6-7567	芦別市 土地改良区 野花南ダム管理所 TEL:0124-27-3622
放流時の通報先						
芦別警察署 TEL:0124-22-0110	○	○	○	○	○	
札幌建設管理部滝川出張所 TEL:0125-22-3434	○	○	○	○	○	
札幌開発建設部空知川河川事務所 TEL:0124-24-4111	○	○	○		○	
札幌開発建設部河川整備保全課 TEL:011-621-1541	○	○	○	○	○	
芦別市役所 TEL:0124-22-2111	○	○	○	○	○	
赤平市役所 TEL:0125-32-2211		○				
滝川市役所 TEL:0125-23-1234		○				
砂川市役所 TEL:0125-54-2121		○				
北電旭川水力センター芦別土木課 TEL:0124-22-3211			○	○	○	
札幌開発建設部公物管理企画課 TEL:011-611-0271					○	

2 ダム操作通報を受けた水防管理者の伝達要領

北電野花南、北電芦別、奥芦別、野花南の各ダム管理者から通報を受けた水防管理者（総務部統括班担当）は、直ちに滝川地区広域消防事務組合芦別消防署に伝達するものとする。

第3節 連絡系統

ダムの情報系統図は次のとおりである。



第7章 通信連絡

第1節 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び北海道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

2 水防管理団体の通信連絡

市の通信連絡は、東日本電信電話（株）通信施設によるが、北海道総合行政情報ネットワーク（地上系防災行政無線及び衛星系通信システム）等の無線を用いて行うものとする。

3 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2節 災害時優先通信の取扱

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社等）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておくものとする。

第3節 その他の通信施設の利用

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク
- 2 北海道警察本部通信施設
- 3 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- 4 北海道電力株式会社通信施設
- 5 北海道開発局通信施設
- 6 自衛隊通信施設

第 8 章 水防施設

第 1 節 水防倉庫及び水防資器材

- 1 水防管理者は、水防作業の実施に伴う水防資器材等を備蓄するものとする。
水防倉庫及び主要備蓄資器材は、次表のとおりである。

管理者	倉庫等	水防用資材			水防用器材										
		土のう袋	ビニールシート	土のう	掛矢	のこぎり	ツルハシ	スコップ	ペンチ	鎌	おの	ハンマー	一輪車	はし	照明器具
		袋	枚	袋	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	脚	台
都市建設課 土木係	土木倉庫			100	1		3	19	2			2		2	
総務防災課 危機対策係	備蓄庫	4777	28	283		5		5				2		22	
芦別消防署	芦別消防署	300	5	50	5	8	6	38	5	67	11	15	3	12	9
計		5077	33	433	6	13	9	62	7	67	11	17	5	14	31

2 資器材の調整等

実際に洪水等が発生した場合、市役所・消防にある資材で対応するが、被害状況によっては他団体より資器材の調整、提供を受けることについて、計画を定めることとする。

(1) 実施責任者

資器材の調整については水防管理者（都市建設班土木係）が行うものとする。

(2) 実施方法

資器材が不足し、支援、復旧等に支障が出る可能性がある場合、『芦別市所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定（平成18年6月1日）』に基づき、芦別建設業協会の協力応援を得て、速やかに資器材を調達し活動に備えるものとする。

さらに、資器材（おもに備蓄資器材）が不足し、他に調達の方法がない時は、『災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（平成20年6月10日）』に基づき、道有水防倉庫（防災資器材備蓄センター）を管理する空知総合振興局長に払い出しを申請するとともに、他市町村にも要請を行うものとする。

(3) 資器材調達先

市内における主な資器材調達先は次のとおりである。

所有者名	所在地	電話番号	備考
芦別建設業協会	南1条東1丁目8番地4	22-1424	

第 2 節 輸送の確保

1 輸送の確保

水防管理者は、水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、重要水防区域において経路等をあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、芦別市地域防災計画 第 5 章 第 1 4 節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第9章 水防活動

第1節 水防配備

1 市の非常配備体制

市は、水防に関する警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、芦別市地域防災計画 第3章 第3節「本部の非常配備」に基づく非常配備により水防事務を処理するものとする。

市の非常配備の基準

種別	配備基準	配備体制
第1非常配備 (準備体制)	1 気象業務法に基づく気象に関する情報又は警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他本部長が特に必要と認めるとき。	災害情報の収集連絡のため、少数人員をもって当たるもので、状況により第2非常配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2非常配備 (警戒体制)	1 気象業務法に基づく気象に関する情報、警報又は特別警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 その他本部長が特に必要と認めるとき。	関係対策部の所要人員をもって当たるもので災害の発生とともにそのまま直ちに応急対策が開始できる体制とする。
第3非常配備 (出動体制)	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が配備を指令したとき又は予想されない重大な災害が発生したとき。 2 その他本部長が特に必要と認めるとき。	災害対策本部の全員を持って当たるもので状況によりそれぞれの災害応急活動ができるよう待機又は出動して災害応急活動に従事する体制とする。
備考	災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。	

2 消防機関の非常配備体制

消防機関の非常配備基準については、滝川地区広域消防事務組合消防計画によるものとする。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者（経済建設部都市建設班）又は芦別消防署は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

2 出水時

水防管理者は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、空知総合振興局長又は河川管理者等に連絡するものとする。

監視及び警戒に当たり、次の状態に注意するものとする。

- (1) 堤防等から水があふれるおそれのある個所の水位の上昇
- (2) 堤防等の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は崩れ
- (4) 橋梁その他の構造物と河岸等との取り付け部分の異常

第3節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、関係機関は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、法第21条に基づき、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第5節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか芦別市地域防災計画 第5章 第4節「避難対策計画」の定めるところによる。

- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する芦別警察署長にその旨を通知するものとする。
- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を空知総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

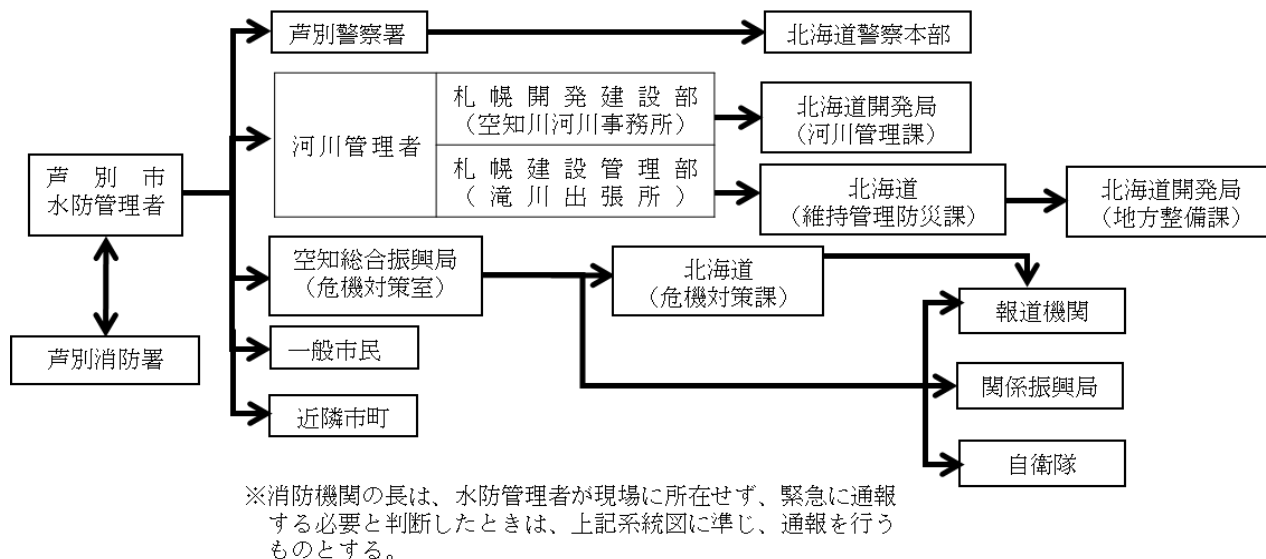
第6節 決壊・越水等の通報

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町に通報するものとする。

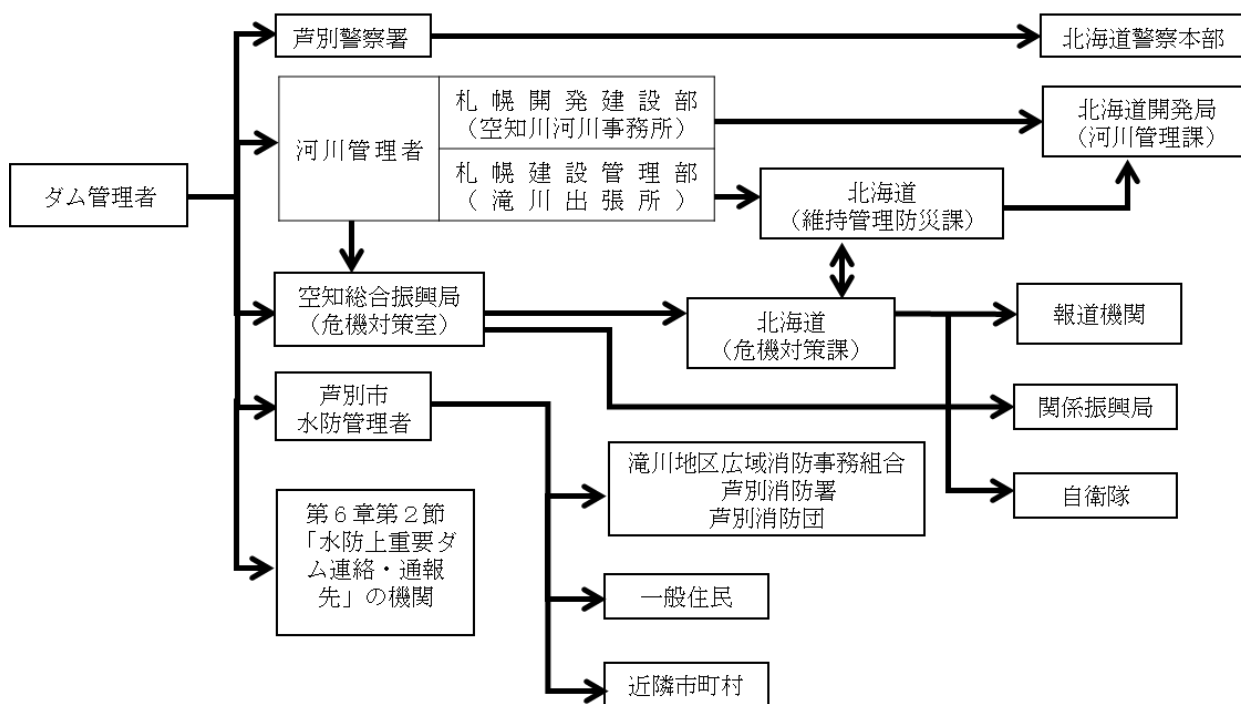
2 堤防等の決壊・越水等通報系統図

堤防等の決壊・越水等通報系統図は次のとおりである。



3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図

異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図は、次のとおりである。



4 決壊・越水等の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする

第7節 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、空知総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

2 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。

それまでは、消防機関は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 水防信号・水防標識等

第1節 水防信号

水防に用いる信号は、次によるものとする。

方法区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止	水防管理団体及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止	市の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号	乱打	1分 5秒 1分 5秒 ○ - 休止 - ○ - 休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの

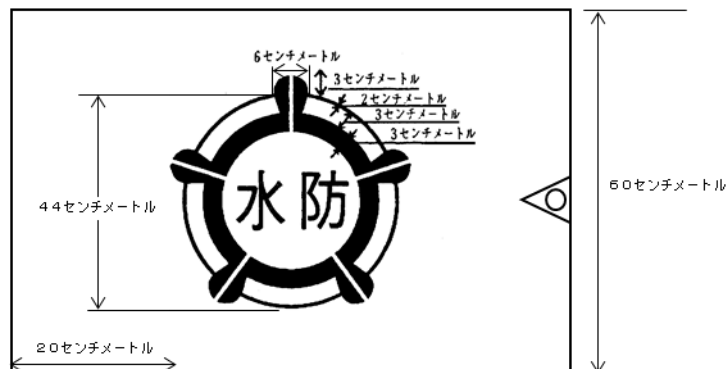
備考：信号は、適宜の時間継続すること。

：必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

：危険が去ったときは、口頭、電話、広報車の活用等により周知すること。

第2節 水防標識

水防のために出動する車両の標識は、次によるものとする。



第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1 資料の提出

法第49条第1項に基づき、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、消防機関に属する者に必要な土地に立ち入らせることができる。

2 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

水防本部役員、担当職員、消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、資料6「水防立入調査員証」を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第 1 1 章 協力及び応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

1 河川管理者の協力

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (3) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

第 2 節 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

市水防管理団体名	市役所・役場	消防機関
旭川市水防管理団体	0166-26-1111	0166-23-4556（消防本部）
赤平市水防管理団体	0125-32-2211	0125-32-3181 (0125-23-0119 消防本部：滝川市)
深川市水防管理団体	0164-26-2228	0164-22-3161（消防本部）
富良野市水防管理団体	0167-39-2300	0167-23-5119 (0167-45-1119 消防本部：上富良野町)
三笠市水防管理団体	01267-2-3181	01267-2-2033（消防本部）

第3節 警察官の援助及び要求

水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、芦別警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第4節 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、芦別市地域防災計画 第5章 第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は(1)から(4) ((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される資料7「公用負担権限委任証」を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、資料8「公用負担命令票」を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

4 損失補償

水防管理団体は、公費負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防報告

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに資料9「水防活動実績報告書」により、空知総合振興局長に報告するものとする。

第14章 水防訓練

1 水防訓練

水防管理者は、毎年1回以上なるべく出水期前に消防機関の職員・団員の水防訓練実施し、水防技術の向上を図るものとする。

2 水防計画

芦別市地域防災計画 第4章 第2節「防災訓練計画」に基づき実施するものとする。